

副本

平成24年(三)第2497号 施設使用仮処分命令申立事件

債権者 特定非営利活動法人OurPlanet-TVほか1名

債務者 国

答 弁 書

平成24年7月20日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債務者指定代理人

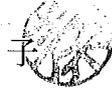
〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所 服部宛て)

(電 話 03-5213-1293)

(FAX 03-3515-7308)

部 付 秦 智 子 

法務事務官 服 部 文 子 

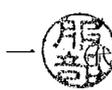
法務事務官 遠 藤 明 利 

〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目7番1号

衆議院事務局庶務部

副 部 長 鈴 木 英 敏 

衆議院事務局庶務部営繕課PFI推進室

課 長 補 佐 山 田 淳 一 

衆議院法制局法制企画調整部企画調整課

衆議院法制局参事

廣

瀬

仁

貴



第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 本件申立てをいずれも却下する
- 2 申立費用は債権者らの負担とする
との決定を求める。

第2 申立ての理由に対する認否

1 「第1 被保全権利」について

(1) 「1 はじめに」について

認否の限りでない。

(2) 「2 当事者」について

ア 「(1) 債権者ら」について

不知。

イ 「(2) 債務者」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

衆議院が、国会記者会に対して国会記者会館（以下「本件建物」という。）の使用を承認していること、本件建物の平常の管理については、国会記者会において行うものとしていること、国会記者会は、衆議院に対し、本件建物の管理についての常勤の責任者として佐賀年之氏（以下「佐賀氏」という。）を届けていることは認める。

(3) 「3 取材の権利」について

ア 「(1) 債権者らには取材の自由が保障される」について

最高裁昭和44年11月26日大法廷決定において、債権者らが指摘する内容とほぼ同旨の判示がされていることは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 請求権としての取材の自由」について

芦部信喜「憲法学Ⅲ」及び最高裁昭和59年12月18日判決における伊藤正己裁判官の補足意見として債権者ら指摘の記述があることは認め、その余は全体として争う。

(4) 「4 本件取材の特殊性」について

ア 「(1) 取材対象である本件抗議行動の歴史的重要性」について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。

(イ) 第2段落について

第1文は認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落について

不知。

(エ) 第4段落について

疎甲第11号証の東京新聞記事に、債権者ら指摘の内容の記事が記載されていることは認め、その余は不知。

(オ) 第5及び第6段落について

不知。

イ 「(2) 本件取材においては本件建物への立入が不可欠であること」について

知らないし争う。

ウ 「(3) 債務者にとって本件取材に伴う具体的な不利益が少ないこと」について

否認ないし争う。

エ 「(4) 小括～自由な取材・報道を求めて」について

争う。

2 「第2 保全の必要性」について

(1) 「1 債務者による債権者らの取材活動の妨害行為」について

ア 「(1) 7月6日の国会記者会館でのやり取りについて」について

(ア) 第1段落について

第1文については認め、第2文については不知。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

なお、本件建物の常駐の管理者として届けられている佐賀氏は、国の職員ではなく、債務者が、債権者らから本件建物の使用の許諾についての申出を受けた事実はない。

(ウ) 第3段落について

不知。

イ 「(3) 7月13日の国会記者会館での申し入れについて」について（なお、「(2)」は欠番と認めた。）

おおむね認める。

なお、前記ア(イ)と同様、債務者が、債権者らから本件建物の使用の許諾についての申出を受けた事実はない。

(2) 「2 7月29日にも大規模な抗議行動が予定されていること」について

不知。

(3) 「3 債権者らが本件取材をする予定であること」について

不知。

(4) 「4 債務者が本件取材を妨害する蓋然性・債権者らの損害」について

知らないし争う。

(5) 「5 結語」について

争う。

第3 本件事案の概要及び債務者の主張の骨子

1 本件事案の概要

本件は、債権者特定非営利活動法人 OurPlanet - TV 及び債権者白石草が、それぞれ非営利のインターネット放送局及びフリーのビデオジャーナリストであると称し、平成24年7月29日に、内閣総理大臣官邸、国会議事堂及びその付近において開催される予定であるとする反原発の抗議行動の全景を動画で撮影するために、本件建物の屋上の使用が認められなければ、取材、報道の機会を奪われることになるなどとして、債務者に対し、「取材の自由」に基づき、平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間における本件建物屋上の使用を債権者に認めることを仮に求める民事保全の事案である。

2 債務者の主張の骨子

しかし、債権者らの本件建物の使用を仮に求める本件申立ては、そもそも民事保全としての適法性を欠くものである（後記第4）。また、債権者らが被保全権利として主張する「取材の自由」なるものは、具体的権利性を有せず、債権者らは本件建物の使用权を何ら有しないから、本件申立ては、被保全権利の疎明を欠くものであり（後記第5）、いずれにしても却下を免れないものである。

以下、詳述する。

第4 本件申立てが民事保全として不適法であること

- 1 本件建物は、国有財産法（以下「法」という。）2条1項1号所定の国有財産たる「不動産」であり、衆議院議長の所管に属する「行政財産」（「公用財産」法3条2項1号）である（疎乙第1号証及び第2号証）。

法18条1項は、「行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。」と規定し、行政財産は処分等の対象とすることができないことを原則としているが、法は、その例外として、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、

行政処分たる許可により国以外の者に使用又は収益させることができること（法18条6項）等を定めている。

よって、行政財産である本件建物の使用を認める（あるいは認めない）行政庁の行為は、行政処分にほかならない。

- 2 以上のとおり、行政財産の使用を私人に対し許すためには、行政処分をもってする必要があることからすると、本件建物の使用の許諾を仮に求める債権者の本件申立ては、債務者に対し、行政処分をすることを仮に求めるものにほかならないというべきである。

すると、かかる行政権の行使（行政処分）について、私人が民事上の給付請求権を有すると解することはできないことは確立された判例であるから（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ等参照）、民事保全法上の仮の地位を定める仮処分命令を求めるものとしてされた本件申立ては不適法である。

第5 憲法21条から直接国に対する建物使用权は発生しないこと

- 1 国は、債権者らに対し、上記第4で述べた本件建物の使用を認める処分を行った事実はなく、また、国と債権者らとの間には、本件建物の使用に関する債権債務関係を生じさせる民事上の関係も何ら存しない（既に述べたとおり、本件建物は行政財産であるから、そもそも私権の設定ができない。いわゆる「公物の不融通性」・法18条1項）。

したがって、本件申立ては、被保全権利の疎明を欠くものである。

- 2 債権者らは、本件被保全権利として、「請求権としての取材の自由」（申立書第1の3(2)6ないし9ページ）を挙げるが、これは要するに、憲法21条に基づく取材の自由の請求権的側面を根拠として、債権者らに本件建物の使用权が発生する旨主張するものようである。

しかし、報道のための取材の自由が憲法21条の精神に照らして十分尊重に

値するとしても、かかる取材の自由が憲法21条から直接請求権として具体化された権利であるとは解されない。すなわち、仮に債権者らが、憲法上、報道のための取材を妨げられない自由（消極的権利）を有しているといえたとしても、更に積極的に、個別の法規のないまま直接憲法21条に基づき、本件建物の使用権その他の国（債務者）に対する具体的請求権が発生するとは到底解されない。

よって、債権者らが本件被保全債権として主張する「取材の自由」なるものは、およそ本件建物の使用権の発生原因とはなり得ないから、債権者らの上記主張はそれ自体が失当である。

第6 結語

以上のとおり、本件申立ては、民事保全として不適法であり、また被保全権利の疎明も欠くものであるから、いずれにしても速やかに却下されるべきである。

以上

疎明方法

- 1 疎乙第1号証 使用現況及び見込み（平成22年度）
- 2 疎乙第2号証 平成23年度国有財産増減及び現在額報告書